

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	太良町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tara.lg.jp/chosei/_1676/_2448.html

執行機関名 太良町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和57年教育委員会訓令第1号)による私立幼稚園への就園の奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第四の項 太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和57年教育委員会訓令第1号)による私立幼稚園への就園の奨励のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和57年教育委員会訓令第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、幼稚園に就園する満3歳児(満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合)、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で所得が低い者に対して私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、私立幼稚園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		太良町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和57年教育委員会訓令第1号)